

現在までの経緯を踏まえた給食施設のあり方の方向性について

1 概要

令和5年度において仙台市学校給食運営審議会分科会を2回開催し、これまでの議論を踏まえ、給食施設のあり方の方向性を検討する。

2 第2回分科会の振り返り（委員発言の要約）



給食の実施方式は一長一短であり、どちらがよいとは言えない。保護者が一番困ることは、急に給食室が使えなくなり、弁当持参となることであるため、保護者としては安定した給食提供を一番に求めると思う。

本校は大規模改修工事が終わり、夏休み明けから単独調理校に戻ったが、給食パート職員が必要数確保できず苦慮した。他校の給食パート職員とのローテーションにより対応したが、個々のマンパワーを考慮しながら調理を行うため、相当の配慮が求められ、何よりも事故が起こらないか非常に不安であった。単独調理校は、匂いでも食欲がかき立てられるが、バランスを取って実施方式を考えていかなければ、どこかで破綻してしまうのではと感じたところである。安定した給食提供が持続されるということが、何よりも最初に担保されなければならないと考えている。



単独調理校も給食センターもよいものと思っているが、その両方のよい面を採用しているのが親子方式ではないかと感じている。給食施設の老朽化が進んでおり、長いスパンであり方を考えなければならないことが非常に伝わってきた。

給食センターでは、十分に食育が行き渡らなくなるのではという不安がある。予算上の制約はあるが、ICTで給食センターと学校を繋ぐことで、授業等で食育指導が可能になるのではないかと考えた。
また、今後、親子方式が増えていくことになるかと想像しているが、親子方式に移行する場合には、具体的な基準やルールといったものが必要になると思う。



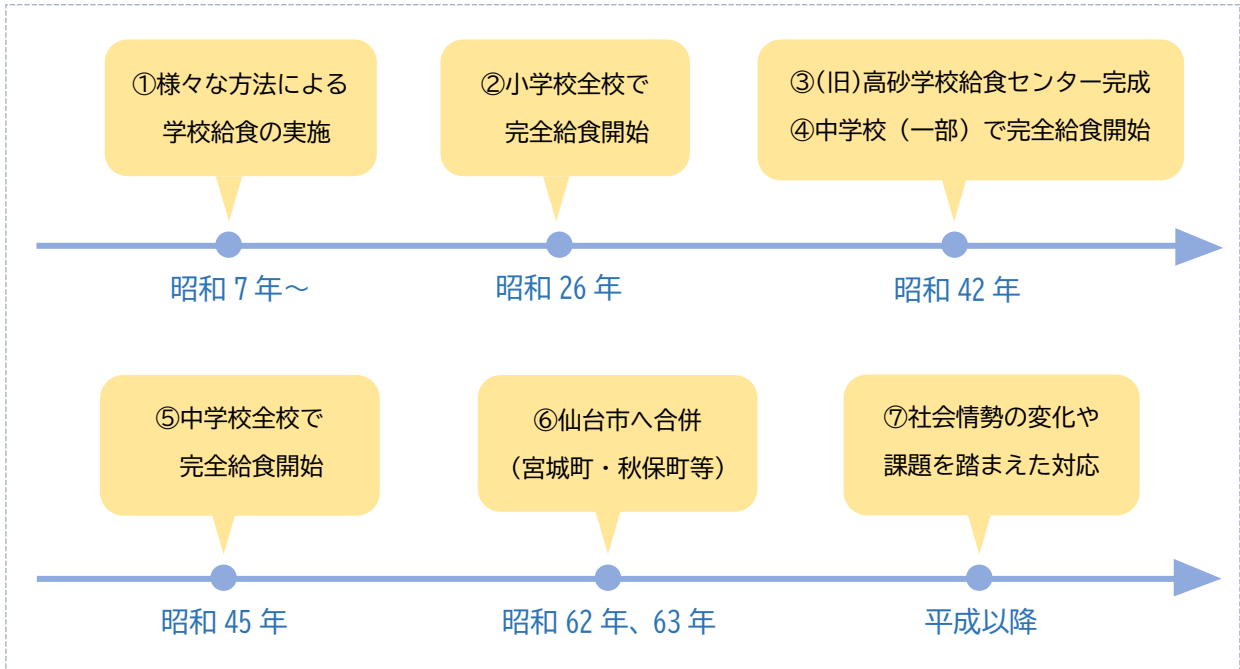
本市の学校給食が、なぜ単独調理校方式と給食センター方式に分かれているのか、その経緯を知る必要があるのではないかとと思う。教育の平等性という観点からすると、実施方式の違いによって、子どものメリットとデメリットが異なることは、いかがだろうかと思う。

3 本市の学校給食の変遷等

給食施設のあり方の検討のため、本市の学校給食の変遷や、各実施方式に至った経緯について整理した。



○ 学校給食の変遷



○ 各実施方式に至った経緯



① 様々な方法による学校給食の実施

- ・本市における学校給食は、経済不況という社会事情から、昭和7年に欠食児童対策として発足した。
- ・昭和15年には、栄養不良児・身体虚弱児を対象とする味噌汁給食を実施するなどし、一時、戦時下において中断されたが、その後には、缶詰給食、ミルク給食等、逐次学校給食の充実が図られた。

② 小学校全校で完全給食開始

- ・昭和26年から単独調理校方式により、小学校全校において、パン、ミルク及びびおかずで構成される完全給食を開始した。

③ (旧) 高砂学校給食センター完成

- ・中学校での完全給食実現のため、学校給食センターの整備を開始し、昭和42年に高砂学校給食センターが完成した。

④ 中学校(一部)で完全給食開始

- ・高砂学校給食センターの完成と同年に、一部の中学校において、学校給食センター方式により完全給食を開始した。

⑤ 中学校全校で完全給食開始

- ・昭和45年に中田学校給食センターが完成し、同年から中学校全校(23校)で、完全給食を開始した。

⑥ 仙台市へ合併（宮城町、秋保町、泉市）

- ・昭和 62 年に宮城町、昭和 63 年に秋保町・泉市と合併することとなったが、従来の各市町の方式を踏襲することとした。

宮城地区：小学校は単独調理校、中学校は給食センター対象校とする。

秋保地区：小中学校とも単独調理校とする。

泉地区：小中学校とも給食センター対象校とする。



- ・なお、合併前の本市においては、逐次、給食センターを新設していく中で、単独調理校の小学校を給食センター対象校に変更することや、新設の小学校を給食センター対象校にした時期もあるなど、複数の実施方式を組み合わせ、学校給食を運営してきた。

⑦ 社会情勢の変化や課題を踏まえた対応

- ・平成初めの頃は、給食センターの供給能力に余力がないことや、法規制（＝給食センターは工場扱いとなるため、建設可能な地域の制限がある）により、給食センターの立地条件を満たす用地の取得が困難であることといった課題等を踏まえ、可能な限り単独調理校化を進めていくこととした。
- ・その後、少子化に伴う給食センターの稼働率の低下や、学校給食施設を整備する際の国庫補助事業としての採択の可否（＝給食センター対象校を単独調理校に切り替える場合、国庫補助事業としての採択が極めて困難な状況であること）等の状況を踏まえ、給食センター対象校は原則として現行のままとし、その対象校は増やさないこととする等の対応を図っていくこととした。



○ 親子方式の導入の経緯

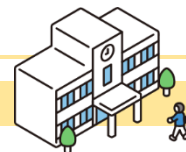


生出小学校 → 生出中学校

- ・導入の経緯は不明であるが、昭和 44 年から、生出小学校を親校、生出中学校を子校とし、親子方式を導入した記録が残っている。

秋保小学校 → 湯元小学校

- ・湯元小学校（＝単独調理校方式）の給食棟が、令和 4 年 3 月に発生した福島県沖地震により大きく被害を受けた。
- ・令和 4 年 4 月から、調理能力に余裕があり、地理的に近い秋保小学校を親校、湯元小学校を子校とし、親子方式を導入した。



※上述のとおり、現在、2組4校にて親子方式を実施しているが、過去には、給食センターの供給能力を超える見込み等から、これら以外の学校でも親子方式を実施していた。

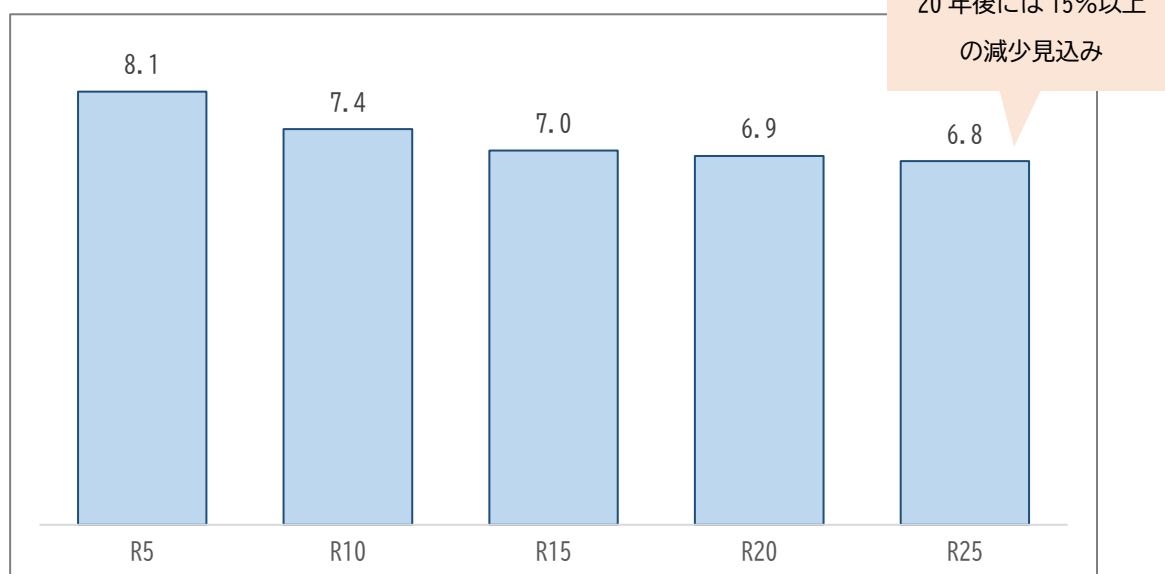
4 対応すべき課題

今後は、児童生徒数の減少の他、給食施設の老朽化、人材不足等による人的リスクの高まりが見込まれることから、給食施設のあり方を検討する必要がある。

(1) 児童生徒数の減少

本市の6～14歳の子どもは年々減少し、令和25年には約6.8万人となる見込みである。

【6～14歳の児童生徒の将来人口推計（単位：万人）】



資料：令和2年国勢調査に基づく仙台市の将来人口推計（令和4年3月推計）

(2) 単独調理校の給食単価の上昇

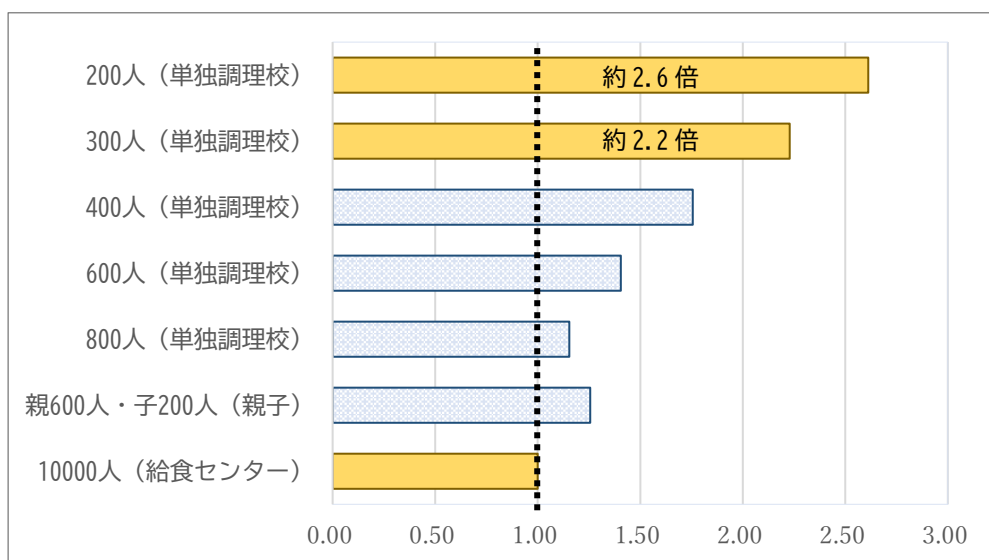
親子方式・学校給食センター方式の児童生徒1日1人当たりに係る給食施設の整備や維持管理運営に要する費用（以下「給食単価」という。）は、単独調理校方式の費用と比較し、割安となっている。将来的に児童生徒数の減少が見込まれる中、学校給食センター方式の費用と比較し、児童生徒数200人規模の単独調理校方式の場合には約2.6倍、児童生徒数300人規模の同方式の場合には約2.2倍の差が生じる。

【各実施方式の給食単価】

	単独調理校					親子 親600人 子200人	学校給食 センター 10,000人
	200人	300人	400人	600人	800人		
児童生徒数	200人	300人	400人	600人	800人	親600人 子200人	10,000人
給食単価	1,050円	896円	706円	565円	464円	505円	402円

※保護者負担である給食費を財源とする賄材料費を除く「ライフサイクルコスト（施設整備費等のインシヤルコスト + 維持管理運営費のランニングコスト）」から算出

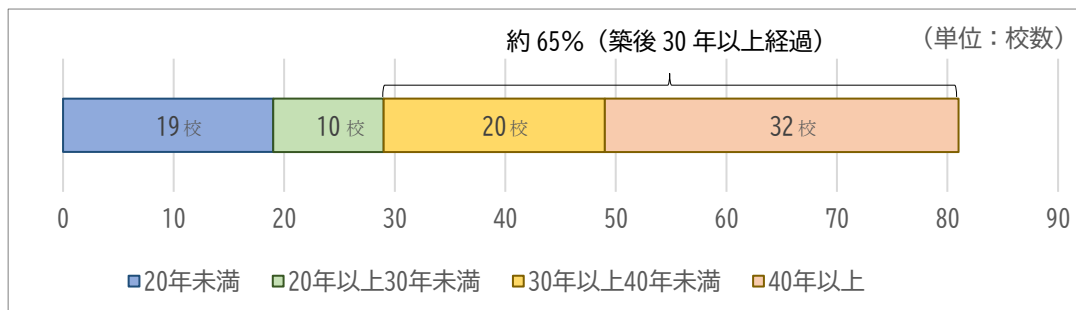
【学校給食センター方式に対する実施方式ごとの給食単価の比率】



（3）給食施設の老朽化

単独調理校（79校）及び親子方式の親校（2校）のうち、築後30年以上経過した学校は52校と全体の約65%を占めており、老朽化が進行している状況である。

【築年数別の単独調理校等数（令和4年度末時点）】



また、学校給食センターについても、最も早期に整備された太白学校給食センターが築後25年を経過している。

【学校給食センターの築年数（令和4年度末時点）】

学校給食センター	竣工	築年数
太白学校給食センター	平成10年2月10日	築25年
荒巻学校給食センター	平成15年3月20日	築20年
野村学校給食センター	平成20年2月29日	築15年
高砂学校給食センター	平成22年2月28日	築13年
南吉成学校給食センター	平成28年7月15日	築6年

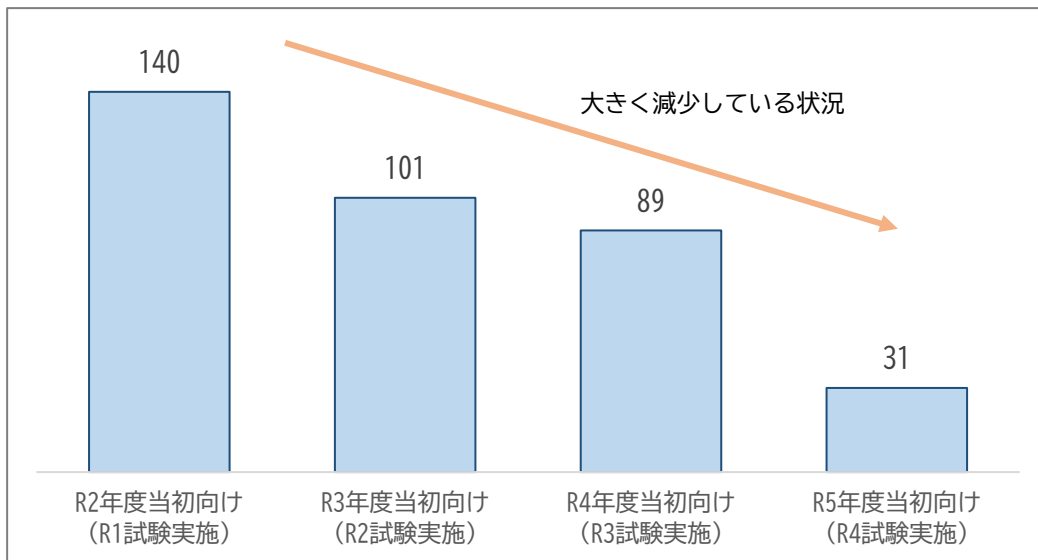
(4) 人材不足等による人的リスクの高まり

近年、単独調理校においては調理・洗浄作業を担うパート職員、学校給食センター対象校においては搬送作業を担うパート職員の不足が顕在化している。これは、生産年齢人口の割合の減少、保育の受け皿の整備や仕事と子育ての両立支援等の官民の積極的な取り組みによる出産後も正規職員として雇用を継続する女性の増加等、複合的な要因によるものと考えられる。

本市の将来人口推計に基づくと、児童生徒だけではなく、生産年齢人口も減少していく見込みであり、調理員等の欠員による影響が比較的大きい小規模な単独調理校の安定的な給食提供に支障をきたすおそれがある。

この他、各校に1名配置が原則となっている栄養士等の欠員時の対応や、管理業務を担う校長等の負担増の観点からも、単独調理校における安定的な運営が課題となっている。

【年度当初名簿登録者数の推移（正式採用の給食パート職員）（単位：人）】



正式採用の給食パート職員	単独調理校における「調理・洗浄パート職員」、学校給食センター対象校の「搬送パート職員」のことを指す。なお、これらの職員等が休暇等により勤務できないときに代替要員として勤務するために任用される「代替パート職員」は含まれない。
年度当初名簿登録者数	前年度に給食パート職員の採用試験を行い、合格となった者のうち、年度当初に配置先が決まらなかった任用候補者を登録している名簿のこと（＝配置先が決まるまでは待機となる）。
欠員が生じる要因	令和5年度当初においても31人の任用候補者が待機している状況ではあるが、住居や通勤手段等により、欠員が生じている学校に必ずしも配置できるとは限らないことや、名簿には登録されているが、怪我等により現在は働けない任用候補者もいる状況である。そのため、近年、名簿登録者が大きく減少していることから、欠員が生じる要因となっている。

5 今後の方向性（案）

単独調理校の人員体制が小規模となるほど調理員等の欠員時の影響が大きくなる中で、人材確保の困難性の高まりといった前述の課題を踏まえると、安全で安心な学校給食を安定的に実施していくためには、小規模な単独調理校について、そのあり方を検討する必要がある。

単独調理校方式は、頻度の高い食育指導の実施が可能であること、地場産物を取り入れやすいこと、配送遅延がないこと等の特徴を持ち、様々な利点があるものと認識しているところであり、児童生徒及びその保護者の視点等も考慮すると、一定規模を下回る単独調理校については、単独調理校方式に近い性質を持つ親子方式への移行を検討し、それが難しい場合には、学校給食センター方式への移行を検討することも必要と考えられる。

仮に、親子方式等へ移行する場合には、効率的な人員配置が可能となると考えられ、単独調理校における欠員時の人的リスクの軽減が図られる他、単独調理校の特性を活かした給食実施が期待できる一方、親子方式の子校等に対する食育指導の充実として、ICTを活用したオンラインでの食育指導の可能性についても検討を進めていく必要がある。

また、検討に当たっては、児童生徒数の増減状況等を考慮するとともに、地理的条件、調理設備能力や人員体制等の各種条件について整理していく必要がある。